

添付法令資料 3 :

バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャー整備に関する 2020 年
8 月 4 日付インドネシア共和国エネルギー及び鉱産資源大臣規則 No.13 (目次)
同月 7 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャー
 - 第 1 節 通則 (第 2 条ないし第 5 条)
 - 第 2 節 再充電施設
 - 第 1 款 個人の電気設備 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 款 公共の電気自動車充電ステーション (第 8 条ないし第 12 条)
 - 第 3 節 バッテリー交換施設 (第 13 条ないし第 18 条)
 - 第 4 節 国有電力会社への割当て (第 19 条及び第 20 条)
- 第 3 章 バッテリー式電気自動車のための充電における電気料金 (第 21 条ないし第 24 条)
- 第 4 章 バッテリー式電気自動車のための充電インフラストラクチャーにおける電気的安全性 (第 25 条及び第 26 条)
- 第 5 章 指導及び監督 (第 27 条及び第 28 条)
- 第 6 章 行政制裁 (第 29 条及び第 30 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 31 条及び第 32 条)
- 第 8 章 終則 (第 33 条ないし第 35 条)